

海の事故ゼロキャンペーン

平成29年7月16日から31日までの間、海の事故を防止するため、船舶所有者、運航者、漁業関係者、マリレジャー関係者など海事関係者、船舶運航に直接関わる者だけではなく、海運、漁業活動の恩恵を享受している国民一般に対し、海難防止思想の普及、高揚を図るため、官民の関係者が一体となり、「海難ゼロへの願い」をスローガンに同キャンペーンを推進します。

今年度から、全国海難防止協調運動の運動名を「海の事故ゼロキャンペーン」に統一し、同運動の更なる浸透を図ります。

重点事項

1 小型船舶の海難防止

出航する前にはしっかり確認、航海予定の周知を!!



プレジャーボートのエンジントラブルが増加しています。出航する前には

- 燃料 ●エンジンオイル
- バッテリー ●冷却水 など

の検査を確実にし、安全運航を心がけましょう。また、家族やマリナー等に航海予定を伝えておくなど、万が一に備えましょう。

重点事項

2 見張りの徹底及び船舶間コミュニケーションの促進

海難で一番多いのが衝突であり、原因は「見張り不十分」や「不適切な操船」が多数を占めています。

1 常時適切な見張りの徹底

「居眠り運転」や自動操舵任せで見張りをおろそかにせず、常時適切な見張りを行いましょう。

2 船舶間コミュニケーションの促進

十分に余裕のある時期に船舶間コミュニケーションを図り、相手船の動きを把握し、適切な操船を行いましょう。

- 早めに相手船にわかりやすい動作をとる
- 国際VHFや汽笛信号などを活用する
- AIS情報の活用と正しい情報の入力



重点事項

3 ライフジャケットの常時着用等自己救命策の確保

万が一、海に転落した場合、①海上に浮く②速やかに救助要請という2点が必要不可欠です。



小型船舶の船長が遵守しなければならない事項

モーターボートや水上オートバイなどのプレジャーボート、その他の小型船舶を安全に利用していただくため、小型船舶操縦者(船長)に対し、法令で遵守事項を定めています。

- 酒酔い等操縦の禁止
- 危険操縦の禁止
- 免許者の自己操縦
- ライフジャケットの着用
- 見張りの実施
- 発航前の検査
- 事故時の人命救助

平成30年2月1日以降、小型船舶の船室外の甲板上では、原則、すべての乗船者にライフジャケットを着用させることが、船長の義務になります!



上記重点事項のほか、北海道周辺では、気象・海象が原因となる海難が多く発生しているため、「最新の気象情報の入手と活用」も重点事項に加えています。

海難の未然防止のため、気象予報をしっかりと把握して、早期に避難や帰港を判断しましょう。

また、気象には、地域特性があるため、目的地等の気象に関する情報収集にも努めましょう。

お問い合わせは **第一管区海上保安本部交通部**

電話 0134-27-0118 (内線2643,2644)

海の安全情報(スマホ) <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/sp/index.html>



海難隻数及び海難による死者・行方不明者数(速報値)

5月	14隻、1人
平成29年累計	40隻、2人